



佐賀県指令3建第102号

佐賀市城内二丁目2番37号 建設会館内  
一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会  
会 長 内 田 要

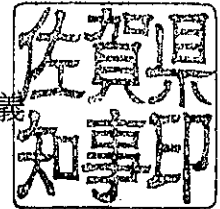
## 指 定 書

貴団体が実施する下記の講習会については、建築士を対象とする講習の指定に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、佐賀県知事指定の建築士講習会として指定する。

令和4年1月4日

佐賀県知事 山口

祥義



### 記

1 講習会の名称

令和3年度 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

2 講習会の期日及び会場

令和4年3月15日(火) 佐賀市文化会館 イベントホール

建 第 5254 号  
令和4年1月4日

管理建築士 各位

佐賀県県土整備部建築住宅課長 諸石 知啓

建築士を対象とする知事指定講習会の受講について（通知）

本県の建築行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

下記の講習会は、本県知事から、「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」に基づき、「建築士を対象とする講習」として指定されています。

この講習会は「建築士の資質の向上を図り、建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与する」ことを目的として実施されるものであり、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の向上を図る上で有効な講習と認められますので、積極的に受講されるようにお願いします。

記

1 講習会の名称

令和3年度 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

2 講習会の期日及び会場

令和4年3月15日（火） 佐賀市文化会館 イベントホール

佐賀県県土整備部建築住宅課  
建築指導担当 岡本  
TEL:0952-25-7165

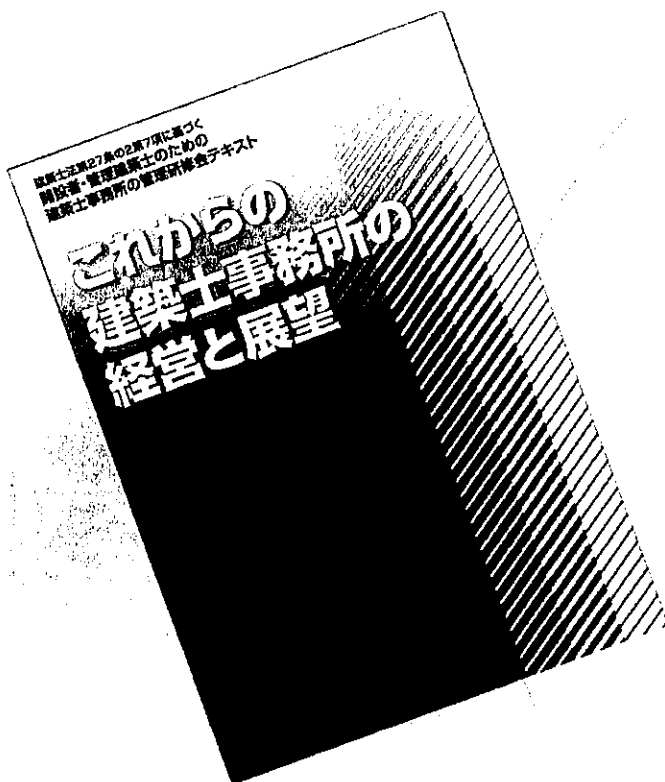
建築士法第27条の2第7項に基づく  
開設者・管理建築士のための  
建築士事務所の管理研修会テキスト

知事指定  
講習

# これからの 建築士事務所の 経営と展望

テキストには建築士事務所経営に必要な実務的知識を盛り込み、また時流に即したテーマを掘り下げて内容を充実させています。令和3年度の改訂では、押印の廃止、改正建築物省エネ法の説明義務制度について追加するなど、時宜にかなったものとなりました。

7月から各都道府県建築士事務所協会と一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の共催により、新テキストを使用して研修会を開催してまいります。開催日程等については、各都道府県建築士事務所協会、または一般社団法人日本建築士事務所協会連合会へお問い合わせください。



## テキストの概要

- 第1章 建築士事務所の業務と展望  
建築士事務所運営における、基本的な姿勢と建築設計を取り巻く経営環境について
- 第2章 これからの建築士事務所経営  
建築士事務所運営において、踏まえておくべき必須の知識について
- 第3章 建築技術の新しい動向  
建築技術の最近の動向から、建築士事務所が特に着目すべき事項について
- 第4章 トラブル対応とリスク管理  
建築士事務所が危機管理のために留意すべき事項を事例に即して紹介、また賠償責任保険についても解説
- 法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項  
建築士法などの法令について、手引き書としての活用を想定した内容

**建築CPD特別認定プログラム**

# 建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

## 研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任を持ち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

## 管理建築士にとっては…

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

## 建築士でない開設者にとっては…

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ、唯一の機会となります。

## 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）との受講イメージ

		講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所	建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 3年ごとの受講義務	→ 受講間隔 3年 →			定期講習	→ 受講間隔 3年 →			定期講習	→ 受講間隔 3年 →		定期講習
	管理建築士	管理建築士講習 1度だけの受講義務	管理建築士講習	現行の法定講習では、斜線範囲の学習機会がないため、管理研修会の定期的な受講が継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。									
	建築士でない開設者	-											

## 勸奨受講計画

管理建築士	本研修会	管理建築士講習	→ 受講間隔 5年 →	管理研修会	→ 受講間隔 5年 →	管理研修会
建築士でない開設者	事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を	管理研修会	→ 受講間隔 5年 →	管理研修会	→ 受講間隔 5年 →	管理研修会

< お問い合わせ・お申し込み先 >



一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2丁目2番37号佐賀県建設会館

TEL 0952-22-3541 / FAX 0952-22-3668

ホームページ <https://sagakjk.com/>

## 佐賀県知事指定講習

# 令和3年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

本研修会は、法定団体(※)である一般社団法人佐賀県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が、建築士法第27条の2第7項に基づく研修として実施するものです。またこの研修会は、佐賀県知事の指定を受けております。

本研修会は建築士の開設者・管理建築士の方に、事務所の管理・運営をスムーズに進めていただく手助けとなるよう、当協会が主催するものです。

建築士法の改正により開設者と管理建築士の役割・責任は一段と重くなり、最新の技術や法制度への精通が業務委託者(施主)から求められています。

任意受講ではありますが建築士事務所の運営管理や労務・財務管理、また建築関係の紛争事例・予防対策等、実務的な講義内容になっております。

開設者及び管理建築士の方は、5年毎の事務所登録更新の機会に合わせて本研修会を定期的に受講されることをお勧めします。

また、新規建築士事務所の登録された方、新たに登録をお考えの方も是非この機会に受講いただき、事務所の円滑な運営にお役立て下さい。

(※)一般社団法人佐賀県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会は、建築士法(平成21年1月5日施行)により建築士法第27条の2第1項及び第2項に位置付けられた団体です。

※本研修会は、法定講習(建築士法第22条の2に基づく“建築士定期講習”、及び同第24条第2項に基づく“管理建築士講習”)ではありません。

### 1. 日時・会場・定員

日 時	会 場	定 員
令和4年3月15日(火) 【受付】9:30~ 【講習】10:00~ 16:50	佐賀市文化会館 イベントホール 佐賀市日の出1丁目21-10 Tel 0952-32-3000	100名 (先着順)

2. 主 催 (一社) 日本建築士事務所協会連合会 (一社) 佐賀県建築士事務所協会

3. 受講対象者 佐賀県知事登録を受けている建築士事務所の開設者及び管理建築士  
※該当しない方でもご希望であれば受講が出来ます

4. 使用テキスト 「これからの建築士事務所の経営と展望」※研修会当日、配布します

5. 受講料 佐賀県建築士事務所協会会員・・・13,000円  
会員外・・・16,000円  
※テキスト代・昼食代・消費税含む

### 6. 申込締切日

令和4年3月8日(火) 16時迄 FAXでお申込みをお願いいたします

※受付は土日祝日を除く

※テキスト準備の関係上、申込期限は厳守して下さい(定員に達し次第締めさせていただきます)

### 7. 申込方法

下記口座に受講料をお振込後 ①申込書②受講料の領収書等のコピー を一緒にFAXして下さい。

佐賀銀行県庁支店 (普) 1511896

一般社団法人佐賀県建築士事務所協会 会長 内田 要

※振込手数料は各自ご負担ください。※既納の受講料は返金しかねます。

※貴事務所に申込者が複数いらっしゃいましたら、申込書をコピーしてお使いください。

※申込締切後、申込書の写しを受講券としてFAXで返却しますので、当日必ず持参して下さい。講習日の5日前になっても受講券が届いていない場合は、当協会までご連絡ください。

## 8. CPD認定 5単位予定

本研修会は、下記 CPD 制度の共通認定プログラム（特別認定講習）として申請予定です。

【建築 CPD 情報提供制度、JIACPD 制度、建築士会 CPD 制度、建築設備士関係団体 CPD 制度、APEC アーキテクト、APEC エンジニア、建築施工管理 CPD 制度】

※当日 CPD 受付にて、ご本人が出席者名簿に記入、もしくは CPD カードリーダーに通して下さい。  
当日 CPD カードを持参、登録番号が分かるよう、ご用意をお願いします。

## 9. 受講証明書

研修会終了後、受講者に「受講証明書」を交付いたします。代理者の受講は、認められません。

10. 持参物 受講券(本会から FAX します)、筆記用具、CPD 会員証他 (昼食は当協会では準備致しません)

## 11. 時間割

標準時間	項目(内容)	講師
9:30~10:00	受 付	事務局
10:00~10:05 (5分)	挨拶、受講説明	(一社)佐賀県建築士事務所協会 会長 内田 要
10:05~10:45 (40分)	第1章 建築士事務所の業務と展望 建築士事務所の責務と倫理 建築士事務所と建築市場をめぐる課題	(一社)佐賀県建築士事務所協会 会長 内田 要
10:45~10:55	休 憩	10分
10:55~12:05 (70分)	第2章 これからの建築士事務所経営 設計・監理業務の流れ 事務所経営と継承・人材育成	(一社)佐賀県建築士事務所協会 副会長 大家 和義
12:05~13:05	昼 食	60分
13:05~14:15 (70分)	第3章 建築技術の新しい動向 変化する社会的ニーズ・期待	(一社)佐賀県建築士事務所協会 副会長 坂田 富士光
14:15~14:25	休 憩	10分
14:25~15:25 (60分)	第4章 トラブル対応とリスク管理 建築士事務所賠償責任保険の事故例に学ぶ	有限会社日事連サービス 専務取締役 辻 哲朗
15:25~15:35	休 憩	10分
15:35~16:05 (30分)	「地域編」佐賀県から情報提供 「法令編」建築士事務所の運営管理に関する法令	佐賀県県土整備部建築住宅課 技師 岡本 美姫
16:05~16:15	休 憩	10分
16:15~16:35 (20分)	理解度確認チェック	
16:35~16:50	受講証明書の交付 閉会挨拶	(一社)佐賀県建築士事務所協会 副会長 大家 和義

【申込先及び問合せ先】一般社団法人佐賀県建築士事務所協会

〒840-0041 佐賀市城内2-2-37 (建設会館内)

電話：0952-22-3541 FAX：0952-22-3668

Email:skkjk41@poem.ocn.ne.jp



(一社) 佐賀県建築士事務所協会 FAX 0952-22-3668

締切 令和4年3月8日(火) 16時迄

- ① この受講申込書
- ② 受講料振込票(写) ①申込書と②受講料振込票写しを一緒にFAXして下さい

### 管理研修会 受講申込書及び受講券

一般社団法人佐賀県建築士事務所協会 御中

下記の通り令和4年3月15日の標記研修会の受講を申込みます。

(申込日) 令和 年 月 日

受 講 者	氏名	(姓) フリガナ	(名) フリガナ	性別	受講番号(※)	
				男・女		
	受講者携帯番号 (当日緊急連絡用)	-				
	生年月日	大正	昭和	平成	年	月 日
	管理建築士	1. 開設者である		2. 開設者でない		
	建築士資格	1. 管理建築士である		2. 管理建築士でない		
	建築士登録番号	1. 一級	2. 二級	3. 木造	4. 無資格	
勤 務 先 建 築 士 事 務 所	事務所名	(フリガナ)			種別	1.一級 2.二級 3.木造
	所在地	〒 ( ) 都道府県				
	電話	-	-	内線( )	FAX	-
	Eメール	@				
	最新事務所登録年月日	平成 令和 年 月 日	建築士事務所登録番号	都・道・府・県 登録第 号		
1. 佐賀県建築士事務所協会の会員である 2. 佐賀県建築士事務所協会の会員でない						
受講料 (税/送料代含む)	・13,000円 (佐賀県建築士事務所協会の会員) ・16,000円 (会員外)					
注 意						
①この申込書により受講証明書を作成し、受講履歴等を管理しますので太枠内はもれなく正確にご記入下さい。						
②項目に選択項目又は番号がある場合は受講者の講習日現在として必要箇所または番号を○印で囲んで下さい。						
③受講番号は受付時に記載いたしますので、記入する必要はありません。						
④ Eメール欄は任意です。今後情報提供が必要な方はご記入下さい。						
振込日 令和 4年 月 日 振込 ( ) 円						

※ 受講申込書に関する個人情報の取り扱いについては、本研修の案内を行うためのみに利用します。

※「新型コロナウイルス感染症拡大防止」のため下記事項にご協力お願いいたします。

- ・発熱や風邪の症状のある方、強いだるさや息苦しさのある方、新型コロナウイルスに感染された方と濃厚接触の可能性のある方で、接触日から14日を経過していない方は、参加をご遠慮下さい。
- ・マスク等の着用、手指消毒をするようお願い致します。
- ・受付前に、カメラ型体温計での検温をお願いします。
- ・講義途中であっても、体調を崩された方は、受講をご遠慮くださいますようお願い致します。